



始



宗教制度調査資料

第十九輯

日本宗教制度史大綱
歴史に現はれたる新宗派
認可の事情概観
門跡及び御由緒寺院の沿革

(代勝寫)
(大正十四年十月調)

文部省宗教局

例言

- 一 本輯には日本宗教制度史大綱歴史に現はれたる新宗派認可の事情概観、竝に門跡及び御由緒寺院の沿革の三篇を収めたり。
- 二 是等はいづれも短時日のうちに調査執筆せる所にかゝり、未だ完全なるものにはあらずれども、當局に於いて参考の必要上、取敢へず茲に印刷に附せり。その詳細と正確とは、之を他日に期せんことす。

大正十五年三月

大正十五年三月
 〇 緒言
 一 門跡及び御由緒寺院の沿革
 二 御由緒寺院 附御比丘尼御所

目次

一 日本宗教制度史大綱

一 令制時代……………一

二 紊亂時代……………七

三 法度時代……………九

一 歴史に現はれたる新宗派認可の事情概観……………一九

一 門跡及び御由緒寺院の沿革

一 門跡……………二九

二 御由緒寺院 附御比丘尼御所……………四一

大允 <small>ヂヤウ</small>	一人	正七位下	(事務官)
少允	一人	從七位上	
大屬	一人	從八位上	(屬官)
少屬	一人	從八位下	
史生	四人		(書記)
使部	二十人		(小使)
直丁	二人		(給仕)

又別に僧侶の中から選任して僧綱を置き、僧尼を統領せしめた。これはいはゞ管長のやうに、僧侶によりて選舉せられた自治機關であるが、政府から任命を受け、その権限は頗る大なるものがあつた。これは推古天皇の御代から始まつた事であるが、天武天皇の御代に、その職員を

僧正
大僧都
小僧都

律師

と定められ、後時によつて大僧正をも置いた。

この治部省玄蕃寮と、僧綱とが、宗教行政の機關であつたが當時の宗教法を見るところ大體左の通りである。

(一)私度を許さない。即ち僧侶となるには國家の承認を得るを必要とする。その證券を令には告牒といひ、延喜式には度縁と書いてあるが、後世一般に度牒といつた。これは養老四年正月朔日に初めて授けたもので、それには治部省の印を捺し、僧尼死亡する時は、之を取上げて破棄せしめる定であつた。

(二)僧尼自ら還俗せんとするものある時は、寺の役僧なる三綱(寺主、上座、都維那)より京に於ては僧綱に、地方に於ては國司に届出でよ。

(三)僧尼には私有財産を認めない。
令に曰く「凡、僧尼、不得私蓄園宅財物、及興販出息、興販は賣買して利益を得る事、出息は財を貸して利子を取る事である。」

(四)僧尼は嚴重に戒を守らねばならない。もし酒を飲み、五辛を食するものは、之を罰

して三十日間の懲役に處し、音樂を弄び又は賭博をなすものは百日間の懲役に處する。

四

- (五) 僧侶もし吉凶を卜ひ、禁厭(まじなひ)を行ひ、病を療治する時は、皆還俗せしめる。
 - (六) 天文を見て災祥を豫言し、百姓を惑はし、治安を亂すもの、人を殺すもの、姦するもの、盜するもの、又詐つて聖道を得たりといふもの、これらはすべて還俗せしめたる上、それ〴〵罪科に處する。
 - (七) 寺院以外にみだりに道場を立て、衆を集めて教化するを許さない。即ち教化宣傳は寺院内に於てなさなければならぬ。しかも又寺院の中に於ても妄に罪福を説く事は許されない。これに違犯する者は皆還俗せしめる。
 - (八) 乞食する者は、寺の役僧より地方にては國郡司に、京にては玄蕃寮に届出でよ。
 - (九) 僧綱の選舉は公平に有徳者を擧げなければならぬ。もし黨派に偏して徳なき者を選擧すれば百日の懲役に處する。若有阿黨朋扇浪擧無徳者百日苦使といふもの、即ちこれである。
- 僧侶を律するのいかに嚴肅であつたかは、これによつて察する事が出来る。令に

は尙數箇條あるが今は省略した。

當時、寺は多く國家の建立にかゝり、その數一定し、これを定額寺といひ、僧侶なるには國家の許可を要し、その數一定し、之を定額僧といひ、私寺私度は原則として禁止せられた。延暦二年六月十日の太政官符に、

禁斷京職畿内諸國私作伽藍事

右奉勅、定額諸寺其數有限、私自營作先既立制、比來所司寬縱、曾不糾察、如經年代、無地不寺、自今以後、私立道場及將田宅園地、捨施并賣易、與寺主典以上解却、見任自餘、不論蔭贖、決杖八十、官司知而不禁者亦與同罪。

こあつて、私寺を立て又は所有地を寄附し、賣買して寺に與へ、私寺を成立せしめた時は、主典即ち屬官以上の官吏は、現職を免じ、其他は父祖の官職如何にかゝはらず又金を出して罪を贖ふを許さず、必ず杖八十に處し、監督すべき官吏の知りながら之を禁じない時は、亦同罪に處するといふのである。

官寺の中、最も有名なるは國分寺であつて、聖武天皇の御代に諸國に建立せられ、僧の住むを金光明四天王護國之寺といひ、尼の住むを法華滅罪之寺といつた。その

五

堂塔營繕費及び僧尼修行の費用はすべて國家の給する所で、初めその國の正税より支辨し、後別に國分寺料なる税目を設けられた。延喜式によれば平均其國正税の一割に當る。たごへば、

國	正税	國分寺料
山城	稻十五萬束	一萬五千束
大和	二十萬束	一萬束
河内	十四萬九千餘束	一萬束
和泉	八萬束	五千束
攝津	十八萬五千束	一萬五千束
伊勢	四十萬束	四萬束
尾張	二十萬束	二萬束
三河	二十萬束	二萬束
遠江	二十八萬束	三萬束
駿河	二十三萬束	二萬束

相模	三十萬束	四萬束
下總	四十萬束	五萬束

といふ有様であつた。

而して朝廷に於ても、又國分寺始め諸の官寺に於てもそれぞれ國家の法會が行はれ、その規定は延喜式等に見えて居り、佛教は當時殆んど國教といつていゝ程の勢であつた。それと共に監督の嚴重なる事も前述の通りであつたが王朝の末、紀綱の弛むと共に監督は次第に廢して遂には全く無拘束となり、僧侶は只優遇の恩寵に狎れて無暗に増長し、宗教としては著しく墮落していつた。比叡山延曆寺や南都の興福寺等が幾千の増兵を擁して縦に朝廷に迫り、又は私闘を敢てした弊風は世の普く知る所である。

二 紊亂時代

鎌倉より南北朝を経て室町に至り、我が國の宗教制度は非常な紊亂を來した。律令の規定はもとより撤廢せられた譯ではないが、王朝の衰微と共にその實行力を

失ひ、政府の監督は殆んど無きに等しく私寺建立の禁は破れて、寺院堂塔所在に建立せられ、僧侶度縁の制は亂れて出家入道相づくに至つた。その結果、僧侶の質は低下して、無學文盲、破戒無慚の者が多く、益々佛教を墮落せしめた。この時代に支那より禪宗が傳へられ、又我國にも法然、親鸞、日蓮、道元等が出て、それぞれ特色ある新宗教を唱導鼓吹したが、それらの新教と在來の舊教との間には衝突も屢々起り、たゞへば叡山が禪宗を排斥し、日蓮宗を退治せんとした如き、左様な宗教家相互の嫉視迫害の爲に、又は世間の戰亂の爲に生命財産の安寧もなく、往々にして大寺院も亡ぼされた。

而して武家は新興の力を以て果斷之に處し、治安の爲には宗教をも遠慮なく抑壓するの態度をとり、政教の關係は前代と著しく異なるに至つた。鎌倉幕府が興福寺を抑へる爲に、一時大和に守護を置き、足利幕府が一時比叡山征伐の計書を立てたなど、武家の面目を見るべきものである。この時代の終りに織田信長が現れて比叡山を亡ぼし、本願寺を伐ち、高野山を包圍したのは、この態度の徹底したものであつた。かやうに武家は果斷を以て宗教界の紊亂に處したが、然し未だ綿密に法を立て

て十分に之を統制するには至らなかつた。その爲には是非徳川家康の出現を必要としたのである。

三 法度時代

徳川家康が天下の覇權を掌握するに及び、彼は萬代不易の法度を立て、國家永遠の平和を確保せんとし、元和元年豊臣氏を亡ぼして完全に天下を統一すると共に、その七月上旬武家法度を作り、中旬には公家法度を定め、而して下旬には諸宗諸山の法度を發布した。

眞言宗諸法度、五山十刹諸山之諸法度、大徳寺諸法度、妙心寺諸法度、永平寺諸法度、總持寺諸法度、浄土宗諸法度、浄土西山派諸法度等は、いづれもこの時を以て發布せられたのであつた。これらは所謂「東照神君」の掟として、徳川幕府三百年を通じて絶大の威力を有つてゐたものであるが、佛教の各宗に亘る共通の規定として、従つて最も進歩せる宗教法としては、四代將軍家綱が寛文五年七月に發布した、諸宗寺院法度を推さなければならぬ。それは將軍より出した法度に老中の下知狀を副へ

兩者相待つて幕府の精神を見るべきもので、實に左の如きものであつた。

定

- 一 諸宗法式不可相亂若不行儀之輩於有之者急度可及沙汰事
- 一 不存一宗法式之僧侶不可爲寺院住持事
- 附、立新義不可說奇怪之法事
- 一本末之規式不可亂之、縱雖爲本寺、對末寺不可有理不盡之沙汰事
- 一 檀越之輩、雖爲何寺可任其心從僧侶方不可相爭事
- 一 結徒黨企鬪諍不似合事業不可仕事
- 一 背國法輩到來之節、於有其屈者、無異儀可返之事
- 一 寺院佛閣修復之時、不及美麗事
- 附、佛閣無懈怠掃除可申付事
- 一 寺領一切不可賣買之、并不可入質物事
- 一 無由緒者雖有弟子之望、猥不可令出家、若無據子細於有之者、其所之領主代官江相斷可任其意事

右條々諸宗共可堅守之、此外先判之條數、彌不可相背之、若於違犯者、隨科之輕重可沙汰之、猶載下知狀者也

寛文五年七月十一日

(家綱朱印)

條々

- 一 僧侶之衣鉢應其分限可着之、并佛事作善之儀式檀那雖望之、相應輕可仕之事
- 一 檀方建立由緒有之寺院住職之儀者、爲其檀那計之條從本寺遂相談可任其意事
- 一 以金銀不可致後住之契約事
- 一 借在家構佛檀不可求利用事
- 一 他人者勿論親類之好雖有之、寺院坊舍女人不可抱置之、但有來妻帶者可爲各別事

右條々可相守之、若於違犯者隨科之輕重可有御沙汰旨依仰執達如件

寛文五年七月十一日

大和守○久世廣之

美濃守○稻葉正則
 豊後守○阿部忠秋
 雅樂頭○酒井忠清

もごよりこの外に家康以來歴代將軍の法度は數多く存し、老中の下知狀、寺社奉行の觸書も澤山あつて、これのみによつて江戸時代の宗教法を概括する事は困難であるから、左に全體を要約して、その眼目を述べよう。

(a) 本末關係の整理

寛文五年の諸宗法度第三條に「本末之規式不可亂之」とある如く、本末關係を整理して、本寺、末寺、孫末寺、曾孫末寺等、層重して上下一貫の關係をなし、末寺をして本寺に従屬せしめ、本寺をして末寺を統轄せしめ、雜然たる多數の寺院の間に組織あらしめた。

(b) 新寺建立の禁止

元和元年七月に家康が下した、淨土宗諸法度の中に「大小之新寺、爲私不可致建立事」の一條があり、その後、度々禁令を重ねたが、寛永七、八年の交より殊に嚴重

になり、新に建立せられたる寺院は原則としてさせたのである。

(c) 寺院建築の制限

四代將軍家綱の代、寛文八年二月、寺院建築に左の如き制限を加へた。

覺

- 一 梁行、京間三間を限べし
- 但、桁行は心次第たるべし
- 一 佛壇、つの屋、京間三間四方を限べし
- 一 四方しころ庇、京間壹間半を限べし
- 一 小棟作たるべし
- 一 一ひち木作より上の結構無用たるべし
- 右堂舎、客殿、方丈、庫裏、其外何にても此定より梁間ひろく作べからず、若廣く可作之子細於有之は、寺社奉行所江申伺之可任差圖候、以上
- 其他鐘等も、從來あつたものを再興するは差支ないが、新に鑄造する事は之を嚴禁した。

(d) 僧侶風儀の取締

前掲寛文五年の諸宗法度に、幕府が僧侶の風儀を嚴重に取締らうとする意志は十分に現はれてゐるが、猶八代將軍吉宗が享保七年に諸宗の本山をして制定せしめた法度を見る時は、幕府がいかに綿密に、又いかに嚴重に宗教界の弊風を矯正し綱紀を振肅しようとしたか、分る。享保七年の諸宗法度書は、宗教制度調査資料第十二輯に收めてある。

(e) 新義の禁止

幕府は形而上にも新義を喜ばず、寛文五年の諸宗法度第二條にも、

『立新義不可説奇怪之法事』

といつてゐる如く、新しい教義を立て、新しい説を宣傳する事は之を嚴禁した。これ長き動亂の後をうけて、只管民心の安定を計る幕府としては、止むを得ない所であつたらう。今日の神道諸派が幕府の末期に既に興起してゐながら、幕府によつては遂に承認せられなかつたのも實にこの爲であつた。

(f) キリスト教の禁止

キリスト教は幕初以來、極度に之を排斥し、之を信する者を死刑に處した。これはキリスト教徒が布教を政略に用ひて國家の存立を危くする惧があつたからで、本來宗教的排擠とはいひ難い。従つて我國古來の政府の、宗教に對して公平なる態度をこらうとする傳統的の立場を失つたものと見る事は出來ない。

このキリスト教の禁止より宗門の調査が嚴しくなり、國民は神職を除き、いづれかの寺院の檀徒としてその宗門帳に登録せらるゝ事を必要とした。

(g) 改宗改派の自由

宗門帳の制度の嚴重なるより一般に寺檀の關係固定して、従つて個人信仰の自由はなかつた様に考へられてゐるが、幕府はこの點については頗る自由な考をもち、穩便なる手段による限り改宗改派は之を許可した。

以上は江戸時代宗教法の骨子であるが、之を掌理するものとして、幕府は老中の下に寺社奉行を置いた。寺社奉行は譜代大名の中より才器を抜いて任命し、初めは三名であつたが後多く四名又は五名を任じ奏者番を兼ねしめた。この同役數名が月番を以て事務をとり、各々その家來を以て屬僚に任じたのである。寺社奉行はそ

の職務、單に宗教界の行政司法ばかりでなく、勘定奉行、町奉行と共に評定所を組織し、重大なる事件を審理裁判し、寺社奉行はその上席として特に大なる権限をもつてゐた。

寺社奉行は寛永十二年に初めて置かれたので、それ以前は、承^{シヤウ}兌^{タイ}元^{ゲン}信^{キツ}崇^{スウ}傳^{ブツ}等が専ら宗教上の立法行政に當り、裁判にも參與した。江戸時代の宗教法の出來たのは實はこの人々の力である。

今一つ注意すべきものは、觸頭である。これは各宗にそれぞれ存し、宗派によつては僧録ともいつた。これは令制時代の僧綱にも比すべきものであつて、幕府の政令は先づこゝへ觸れて各々その宗内へ通達せしめ、幕府へ提出する書類も亦こゝを経由するを要したので、その威權或は本山に超過するものもあり、又刑罰權をもつてゐるものもあつた。

以上は古來宗教制度の大綱であるが尙一言すべきは宗教家の責任に對する古今思想の變遷である。令制時代に僧侶の罪を犯す者は、もし懲役一年以上に相當する場合には之を還俗せしめ、度牒を取上げ、而してこの還俗せしめる事によつて懲役一年を減じた。即ち俗人に比し、實際の刑罰は一段輕かつたのである。しかるに重なる法度を立てた徳川幕府に於ては僧侶の罪を犯す者は俗人よりも一段重く之を罰した。これ人民教化の任にある者として、その責任を重く見たのである。

として取扱はれてゐるのを見れば、桓武天皇の最澄に對する御歸依は最澄の歸朝と共に、その傳へ來つた新宗に對する自然の認容となつたのであらう。それ故に天台霞標に收むる最澄の右の上表に、「請續將絕諸宗、更加法華宗表」と題し、又その太政官符には、「更加法花宗年分二人定諸宗度者數、官符」と題して居るのは、編者の勝手に題した所であつて、これは天台宗の獨立が、この年分度者の制度の立てられた爲に完全になつたといふ意味に於てのみ之を認めてよいと思はれる。次に眞言宗が立てられた。その公認がいつにあつたかは天台宗の場合と同じく明瞭でないが、空海は大同元年に歸朝し、弘仁七年高野山を創め、同十四年正月東寺に入り、その十月には眞言宗僧五十人を東寺に住せしむる太政官符が下されて居り、その中に、「道是密教、莫令他宗僧雜住」とある位であるから、その一宗派としての獨立は承和二年正月二十三日に年分度者を定められた時に完全になつたといへ、この宗は空海の歸朝後、その嵯峨天皇より御歸依を忝うした所から自然に認容せられたものである。

ともかくも天台眞言は平安朝の初に唐より傳へられ、特に何時認可されたとい

ふではなく、只その開祖最澄空海に對する朝廷の信任がその新宗をば自然に認容せられる事となつたのである。こゝに於て宗派は全體で六つとなり、又宗派觀念はこれより漸く起つて來た。

この後朝廷に於て新しい宗派の開立を公認せられる事は殆んどなくなつて了つた。即ち平安朝の中頃空也念佛の一門を立て、その末に良忍融通念佛宗を唱へ、又覺饒は新義眞言宗を立て、ついで法然は淨土宗を開き、親鸞之を承けて眞宗を興し、別に日蓮は日蓮宗を、一遍は時宗を立てたが、これらはいづれも朝廷の公認を得ず民間に自然に勢力を占めて、遂に一宗一派の形勢を成したものであつた。元久二年十月、興福寺より法然を告訴した時の奏狀は笠置の貞慶の草したものであるが、その第一條に法然が新宗を立つるの非を糾弾して次の様に論じてゐるのは、頗る注意を要する。

第一立新宗失。夫佛法東漸後我朝有八宗。或異域神人來而傳受、或本朝高僧往而請益、于時上代明王勅而施行、靈地名所隨緣流布、其興新宗、開一途之者、中古以降絕而不聞、蓋機感已足、法將時歟、不應之故歟、凡立宗之法、先分義道之淺深、能辨教門之權

實、引淺兮通深、會權兮歸實、大小前後、文理雖繁、不出其一法、不超其一門、探彼至極、以爲自宗、譬如衆流之宗巨海、猶似萬郡之朝一人矣、若夫以淨土念佛名別宗者、一代聖教、唯說彌陀一佛之稱名、三藏旨歸、偏在西方一界之往生、歟、今及末代、始令建一宗者、源空其傳燈之大祖歟、豈如百濟智鳳、大唐鑒真、稱千代之軌範、寧同高野弘法、叡山傳教、有國萊之昌榮者乎、若自古相承、不始于今者、逢誰聖哲、面受口決、以幾內證、教誠示導哉、縱雖有功有德、須奏公家、以待勅許私號、一宗甚以不當。

こゝに八宗といふのは、南都の舊佛教を數ふるに、成實、俱舍をも一宗に立て、六宗とし、これに天台眞言を加へたからである。その始に、上代明王、勅而施行といひ、その終に、須奏公家以待勅許私號一宗甚以不當といふは、新宗派の開立が必ず朝廷の認可を要するを示し、勅許なくして猥りに新義を民間に宣傳するの不可を鳴らせるものである。而して法然はこの告訴の結果、遂に土佐に流された。朝廷が新宗派の承認を輕々にせられなかつたことはこれによつても知る事が出来る。丁度それと同じ頃に、伊豫に天竺冠者といふものが現はれて、淫祠を立て新義を説いて人民を惑はしたので、國司は之を捕へて京都に送り、朝廷では之を糺問せられた上、遂に禁

獄に處せられたことがある。朝廷の新宗を取締る嚴重な態度はこゝにも現はれてゐる。斯くて空也、良忍、法然、親鸞、日蓮、一遍の徒は新なる一宗派として公認せられずして、單に天台宗の末流と考へられたに過ぎなかつたのである。

然るにひとり禪宗のみは事情を異にし、結局政府の承認を得た。但しそれは随分困難なる徑路を経た上の事であつた。初め榮西が建久二年に宋より歸朝して禪宗の弘通につとめた時、叡山の僧徒は之を朝廷に訴へ、よつて朝廷は建久二年七月、命じて榮西等の禪宗を弘める事を禁止し、翌年榮西を太宰府に召して訊問せられた。この時榮西の返事に、

『禪宗は新法でなく、昔傳教大師も之を傳へてゐる所であるから、禪宗が悪いといふならば傳教も悪い事になる。もし傳教非なりとすれば天台宗は成立たない。』といつて、告訴した天台宗徒に抗辯した。

こゝに榮西の巧みな駈引を見る事が出来る。この論法で彼は舊教に對立する新宗として禪宗を弘めず、舊教の中に含められたるものとして之を宣揚したので、京都に建仁寺を建てた時も、純然たる禪宗としてではなく、天台眞言禪の三つを兼ね

修むるものと規定した。彼は又弟子の行勇と共に高野山にも割り込んで金剛三昧院を建て、ゝゐる。沙石集に、

國ノ風儀ニソムカズシテ、教門ヲヒカヘテ、戒律天台眞言ナントアヒカネテ、一向ノ唐様ヲ行セラレズ、時ヲ待ユヘニヤ、又西天モ昔ハ徑論アヒ兼タリ、漢土モ上代ハ三學ヘダテナカリケレバ深キ心アルベシ、殊ニ眞言ヲ面トシテ禪門ハ内行也ケリ

と記してゐるのは、彼が舊教との衝突を避けつゝ、巧みに新宗を立て、ゝいつた態度を正しく現はしたものである。

殊に彼は先づ鎌倉に赴いて幕府の信任を得巧みに勢力を布いたので、朝廷も何時とはなしに結局之を容認せられたのであつた。そして後年道隆蘭溪の建長寺を開く様になつて初めて天台眞言と離れた純然たる禪寺が立つに至つたのである。こゝに於て宗派は華嚴法相三論律天台眞言の六に禪を加へて七宗となつた。鎌倉時代の末に出来た元亨釋書には、この七宗のみを認め、その他を統系なきに依て之を寓宗として居り、又南北朝の初め北畠親房の著はした神皇正統記にも、

おほよそ本潮流布の宗、いまは七宗なり。とあるのは之が爲である。

しかし淨土宗も南北朝時代から室町時代へかけては段々勢力をもつ様になり、その民間に於ける實勢力によつて、自然に一宗として認容せられる機運に向つた。一條兼良の樵談治要に、

其後淨土と禪との二をくはふれば猶八宗と稱すべし

とあるのは、彼が關白の重職に居た點より考へて、殆んど淨土宗の公認と見なしていゝであらう。

ただ親鸞の始めた眞宗と日蓮の唱へた日蓮宗とは中世の末まで公認せられず、やはり邪宗門として排斥せられた。即ち眞宗は當時一向宗又は無礙光宗と稱せられ、叡山の僧徒及び諸國の守護によつて度々武力を以て禁壓せられ、日蓮宗も亦屢屢壓迫せられた。殊に天文五年には叡山の僧徒が大舉して日蓮宗徒を退治した騒ぎがあり、この兩宗が一般に是認せられるのは容易のことではなかつた。

これらの中世に於て禁止せられた宗派が容認せられ、又從來他宗に隸屬してゐ

た宗派が獨立を認められたのは近世の初めの事である。徳川幕府はその開府の初めより、日蓮、一向、時宗等の獨立を公認した。寺社奉行記録のうち、職事袖鏡に載する宗旨順は左の通りである。

天台 淨土 古義眞言 新義眞言

禪(五山濟家)
曹洞(黃檗)

日蓮 一向 時宗 神主 修驗

こゝに奈良朝以來の四宗を見ないのは、單にその微力であつて、殊に幕府との直接の交渉少きが爲であつて、決して之を認めなかつたのではない。これは只主要なものを挙げたのみで、全體を盡してゐるのではない。實際享保七年諸宗法度書によれば、この外左の諸宗が幕府によつて認められてゐた。

眞言律 律 法相 華嚴

これを前代のそれと比較して見るに、昔なくしてこゝにあるものは、日蓮、一向、時宗、眞言律等である。更にその分派に至つては實に多數にわかれ、ほゞ今日見る所の五十餘派に等しい。たゞその相違するのは、江戸時代に嚴禁せられてゐた日蓮宗不受不施派、同講門派の二が明治に入つて公認せられ、又江戸時代に存して居つた普

化宗が明治に入つて、(四年十月)廢止せられた事である。

ともかくも上代以來新しき宗派の起る時は、必ず勅許を仰いだものであつて、上代の末、中世の初より現はれた多くの宗派は勅許を仰がなかつた爲に一宗派として公認せられず、漸く近世の初に至り、その民間に於ける古來の實勢力を參酌して幕府によつて認められたのであつた。しかし徳川幕府といへども新しき宗派は原則として之を禁じたものであつた。寛文五年七月十一日の諸宗寺院法度に、

一、不存一宗法式之僧侶、不可爲寺院住持事

附、立新義、不可說奇怪之法事

とあり、この精神によりて新なる宗派の民間に起るものを禁止した。寛永年中、光室なるもの一佛乘宗と稱する新宗を立てんとした時も、幕府は之を曲事として抑壓したのであつた。諸宗も亦その意をうけて堅く新義を禁じた。日蓮宗妙成寺がその末寺に類ちたる法式にも、

一、一宗中法式之通諸事相守、曾不可企新儀之事

とある。事實、近世に新に起つた宗派としては、眞宗に東本願寺(大谷派)の一派が生じ、

禪に黄檗宗が現はれ、真言に真言律宗が派出したに過ぎず、而してこれらはいづれも徳川將軍との特別の關係によつて許されたもので、原則としては、やはり新宗派を容易に認可しない方針であつた。

（以下は、本文の複製が非常に淡く、ほとんど不可読な状態です。内容は、黄檗宗の歴史や徳川將軍との関係に関する記述と推測されます。）

門跡及び御由緒寺院の沿革

一 門跡

一 起源沿革

門跡は、はじめ寺院に於ける僧侶の門葉門流の意に用ひしが、後寺院の資格となれり。寺門高僧記所收の承徳二年六月二十日智證大師門徒僧綱の言上書に

傳聞本願聖靈爲中納言之時、竊招智靜前大僧正深相契曰、豫雖孤微志期門葉若和尚加護心事相階者、一家子姪、永歸智證大師之門跡者云々

といひ、また同書所收養和二年正月十七日園城寺學頭等言上書に、

就中禪定法皇稟知證之門流傳秘密之深旨、此時不興門跡者更待何日哉云々

とあり、また建久二年六月九日八條院廳下文(金剛寺文書所收)に、
於院主職者、阿觀門跡之中、以住山不退者、特撰器量宜爲其仁師資相承讓補之(下略)

などあるを見れば、師資相承して法派を受け、嫡々其の寺に嗣住する門葉門流を門跡といひたることを知るべく、かの坊官故實記に、宇多天皇御讓位御出家の後、仁和寺御室に居住し給ふ、依て之を御門跡と稱し、門跡の號之に始まる

といへるが如きは、世多く之を用ふと雖も、直に以て門跡號の起源となすべからず。此の如く門跡は、はじめ僧侶の門葉門流をいひしものなるも、漸次に一種の寺格となるに至れり。而してその寺格となりしは、何時の頃なるか、今、審に知り難し。雖も、曆應四年四月の善通寺文書に、六日二十日付權僧正親嚴門可領掌之條分明之上、任寬喜宣旨親嚴僧正可門跡相傳之趣國司廳宣又以灼焉

とあるは、依然門葉門流の意に用ゐられたるものと解すべきが、彼の太平記卷一諸皇子附立太子御事の條に、

第二宮モ同御腹ニテソオハシケル、總角ノ時ヨリ、妙法院ノ御門跡ニ御入室有テ
(中略)第三宮ハ民部卿三位殿ノ御腹ナリ、(中略)梨本ノ門跡ニ御入室有テ(中略)サ

レハ消ナントスル法燈ヲ挑ケ、絶ナントスル慧命ヲ繼ンコト、只此門主ノ御時ナルベシ云々。

とあるを見れば、此頃漸く資格の意に用ゐられたるを知るべし、即ち南北朝時代には、門流門葉の意と資格の意と、並び用ゐられたるなり。

降つて室町時代に及びては純然たる資格となれり。そは長祿二年以來申次記正月十三日條に、

門跡法中少々、賀茂輩參賀也(中略)門跡衆梶井殿 妙法院殿以下一人宛御參也
とあり、また本願寺が九世光兼(實如)十世光教(證如)以來准門跡を所望せしも許されず、十一世光佐(顯如)に至り、永祿二年二月、正親町天皇御即位の用度を奉れるを賞して、その所望を聽し、はじめて准門跡を許されしにても明なり。

かくて徳川幕府に及び、元和元年七月、家康の公家法度を制定するや、攝家門跡者、可爲親王門跡之次座(中略)但皇子連枝之外門跡者、親王宣下有間敷也、(中略)攝家門跡、親王門跡之外門跡者、可爲准門跡事
の一項を設け、三門跡の制を確立したり。

大	三	勸	隨	知	一
覺	寶	修	心	恩	乘
寺	院	寺	院	院	院
嵯峨御所	三園御殿	東山科御殿	萬御殿	華頂御殿	橋御殿
古義眞言宗	眞言宗醍醐派	眞言宗山階派	眞言宗小野派	淨土宗	法相宗
京都市葛野郡嵯峨村	京都市宇治郡醍醐村	京都市宇治郡山科村	京都市宇治郡山科村	京都市下京區林下町	廢絶
一、〇一六	三、九九八	一、〇一二	六二二	一、〇八〇	一、四九二

攝家門跡

圓	實	大	三	隨
滿	相	覺	寶	心
院	院	寺	院	院
三井殿	石座、岩倉法殿	嵯峨御所	三園御殿	萬御殿
天台宗寺門派	天台宗寺門派	古義眞言宗	眞言宗醍醐派	眞言宗小野派
大津市別所	京都市愛宕郡岩倉村	京都市葛野郡嵯峨村	京都市宇治郡山科村	京都市宇治郡山科村
六二九	六二二	一、〇一六	三、九九八	六二二

蓮	大	一
華	乘	乘
光	院	院
院	院	院
安倉井御所	飛鳥御殿	橋御殿
眞言宗	法相宗	法相宗
廢絶	廢絶	廢絶
三〇〇	九一四	一、四九二

准門跡

蓮	本	本	專	興	佛	錦
華	願	願	修	正	光	織
光	寺(西)	寺(東)	寺	寺	寺	寺
院	院	院	院	院	院	院
安倉井御所	淳風御殿	光德御殿	一身田御殿	汁谷御殿	佛法殿	崇仁、木部御殿
眞言宗	眞言宗本願寺派	眞言宗大谷派	眞言宗高田派	眞言宗興正派	眞言宗佛光寺派	眞言宗木邊派
廢絶	京都市下京區堀川通	京都市下京區丸通七條上	三重縣河藝郡一身田町	京都市下京區七條堀川	京都市下京區新開	滋賀縣野洲郡中里村
三〇〇	三〇〇	三〇〇	三五〇	一五〇	六〇〇	二〇

右のうち、實相院、圓滿院、三寶院、隨心院、大覺寺、一乘院、蓮華光院等の重出せるは時

一、同山階派一、同小野派一、淨土宗一、臨濟宗妙心寺派一、真宗本願寺派一、同大谷派一、同高田派一、同興正派一、同佛光寺派一、同木邊派一なり。

是より先、明治九年、舊御比丘尼御所と共に、その維新前の所領に准じて定額年金を下賜せらるゝこととなり、大正十一年更に改定増額せられたり。また明治二十二年正月以降滋賀院を除きたる二十三箇寺住職在京の節は新年朝拜其他の參賀及び賢所參拜を許され、滋賀院も尋で同年四月之を許されたり。

本願寺	浄土宗	臨濟宗	妙心寺	真宗	本願寺	大谷派	高田派	興正派	佛光寺	木邊派
滋賀院	御所	御所	御所	御所	御所	御所	御所	御所	御所	御所
御所	御所	御所	御所	御所	御所	御所	御所	御所	御所	御所
御所	御所	御所	御所	御所	御所	御所	御所	御所	御所	御所

二 御由緒寺院

附 御比丘尼御所

御由緒寺院とは維新以後に出て來れる名稱にして、皇室との由緒深きの謂なり。依て現御由緒寺院個々の沿革を温ぬるに、維新以前、皇女、王女、攝關家の女子若しくは、皇室及び攝關家の猶子の尼となりて入寺せらるゝ寺院即ち御比丘尼御所たりし寺院その大部分を占め、十五箇寺中實に十三箇寺の多きに居れり。而して殘る二箇寺と雖も泉涌寺は皇室の御菩提寺たり、禪智院は嘗て王女入寺せられし寺にして、共に皇室との關係淺からざるなり。是に由て之を見るに、御由緒寺院は大體に於て御比丘尼御所なりといふを得べし。

然らば御比丘尼御所とは何ぞや、その皇女、王女、攝關家の女子、若しくは皇室及び攝關家の猶子たる女子の入室寺なることは既に云へり、之を分ちて二となす、一は御宮室といひ、皇女、王女、又は皇室の御猶子たる女子入室す、他を御禪室といひ、攝關家の女子若しくは猶子たる女子入室す、共に俗呼んで尼門跡といへり。而して御宮

室、御禪室共にその格は、門跡寺院の宮門跡、攝家門跡に於けると同様、不變のものには非ずして、その時の住持の身分に應じて或は御宮室たり、或は御禪室たりしなり。御比丘尼御所が一定の寺格となりしは江戸時代以降なりと雖も、その大部分は室町時代以前の草創にかゝると共に、その御比丘尼御所たるの實質も同時に之を具備したりき。今これを宗派別にして觀察するに、天台宗一、真言宗一、(こは維新以前には法相律たりき)真言律宗一、淨土宗二、臨濟宗九、日蓮宗一にして禪宗實に過半を占む。門跡寺院の天台宗に多きと好對照たり。禪宗九箇寺のうち元和以後の開基にかゝる三箇寺を除き、残る六箇寺は南北朝時代より室町時代に涉る間の創建にして相國寺派五箇寺、天龍寺派一箇寺なり、みな足利將軍家の優遇を受け、偶々その女子の入寺せるものあり。室町時代と五山、五山と足利家とを思量するに頗る興味あるを覺ゆ。

御比丘尼御所は、初め大聖寺、寶鏡寺、雲華院、光照院、靈鑑寺、圓照寺、林丘寺、中宮寺、慈受院、三時知恩寺、法華寺、瑞龍寺の十二箇寺、各の沿革に就いては各寺由緒の條に譲り此に贅せずなりしが寶曆年中、總持院、寶慈院、本光院を加へて十五箇寺となれり。

右のうち圓照寺が門跡に班し、總持院が慈受院に併せられ、之に代りて泉涌寺、禪智院二寺の加はりたる十五箇寺を現在の御由緒寺院とす。此等の寺院は明治九年、諸門跡寺院と共にその維新以前の所領に准じて定額年金を下賜せらるゝこととなり、大正十一年更に改定増額せられたり。また明治二十二年正月以降泉涌寺を除きたる十四箇寺は住職在京の節は新年朝拜その他の參賀及び賢所參拜を許され、泉涌寺も同二十四年三月二十七日之を許されたり。

いま甲、舊御比丘尼御所御宮室、乙、舊御比丘尼御所御禪室、以上二室の別は便宜明治元年の雲上示正鑑現在に基けり、丙、舊御比丘尼御所にあらざるもの、丁、舊御比丘尼御所にして御由緒寺院たらざるもの、四に分ち、現制宗派別に從ひて左に表示し、以て一目にして現御由緒寺院と舊御比丘尼御所とを明瞭ならしめんとす。

甲 舊御比丘尼御所御宮室

寺	號	異稱	宗派別	所在地	寺領
中宮寺	斑鳩御所	真言宗泉涌寺派	大和	四六	石

光	曇	林	大	寶	靈
照	華	丘	聖	鏡	鑑
院	院	寺	寺	寺	寺
常磐御所	竹御所	音羽御所	御寺御所	百々御所	谷御所
淨土宗	臨濟宗天龍寺派	臨濟宗天龍寺派	臨濟宗相國寺派	臨濟宗相國寺派	臨濟宗南禪寺派
山城	山城	山城	山城	山城	山城
三二八	六八四	三〇〇	四五二	三八七	一二〇

四四

乙 舊御比丘尼御所御禪室

本	法	三	慈	(總
光	華	時	受	持
院	寺	知恩寺	院	院
藏人御所	氷室御所	入江御所	烏丸御所	薄雲御所
天台宗眞盛派	眞言律宗	淨土宗	臨濟宗相國寺派	臨濟宗相國寺派
山城	大和	山城	山城	山城
二〇	二二〇	一四九	九八	七四

丙 舊御比丘尼御所にあらざるもの

寶	瑞
慈	龍
院	寺
千代御所	村雲御所
臨濟宗相國寺派	日蓮宗
山城	山城
六一	五〇〇

丁 舊御比丘尼御所にして御由緒寺院にあらざるもの

泉	禪
涌	智
寺	院
ナシ	高島尼御所
眞言宗泉涌寺派	臨濟宗南禪寺派
山城	近江
六〇一	一一三

圓	照	寺	山村御所	臨濟宗妙心寺派	大和	三〇〇
---	---	---	------	---------	----	-----

(備考) 總持院は今慈受院に併せられたれども舊御禪室たるに依て特に之を掲げ對照に便にせり。

なほ前表甲、乙、丙の順序により、左に御由緒寺院の沿革を掲げ、同時に丁も附録と

して對照の便に供すべし。

甲 舊御比丘尼御所御宮室

眞言宗泉涌寺派 中宮寺 奈良縣生駒郡法隆寺村

創建 推古天皇十五年聖德太子が母后間人皇后のために御草創ありし太子七箇寺の一なりと傳ふ。法隆寺の東にあり。

沿革 一名法興寺と稱し、また斑鳩尼寺といふ。もと法相律に屬し、皇女、王女の入寺せらるゝを常とせり。

寺格 江戸時代御比丘尼御所の一たり、異稱を斑鳩御所といへり。

寺領 江戸幕府より附せられたる寺領四十六石餘外に十二石を有したりき。

淨土宗 光照院 京都市上京區新町寺ノ内下ル

創建 延文元年後伏見院皇女進子内親王の開創にかゝる。内親王は戒律宗の無人如導に就きて得度せられ、泉涌寺の大笑宗師より具足戒を受け、本覺禪尼といふ。爾後尼僧相承す。

沿革 初め室町一條上にありしこと、應仁記に見ゆ、回祿後現地に再興せり。此地は持明院通基卿の第宅を改めて造れる安樂光院の地にして、此第に

は嘗て高倉天皇々子守貞親王(御即位ありて後堀河院と申し奉る)御居住あり。親王を持明院宮と呼ぶは之に由れり。

寺格 天明八年焼失せしを、中御門天皇々女にして本寺十二世たる淨明心院宮二品尊乘禪師御再建あらせらる。初め禪宗なりしも後四宗兼學となり嘉永七年雲上明覽大全上に明證あり、明治六年淨土宗に改め、尼寺たること依然たり。

寺領 江戸時代御比丘尼御所の一たり、代々皇女又は女王住持せられき。異稱を常磐御所といふ。

寺格 江戸時代三百二十八石を食めり、御比丘尼御所中第五位にあり(寺島良安の和漢三才圖會には四百五十八石と記せり、今その依る所を知らず、ここには雲上明覽に従うて掲書せり)。

臨濟宗天龍寺派 曇華院 京都府葛野郡嵯峨町

創建 四辻善成公(順德天皇の皇子善統親王の孫)の女智泉尼公、近衛院太皇太

後の近衛河原御所の遺跡を禪刹となし、通玄寺といふ。善成公は天龍寺塔頭松岩寺の開基たり、また尼公の兄は天龍寺二世無極禪師なり。尼公の斯の寺を開ける亦所以ある哉。

沿革

爾後皇女多く尼となりて斯の寺に住し、又足利義視の女の入室せるあり。實に尼寺五山の隨一たり。代々松岩寺の僧を戒師とし、遷化の日は大徳寺昌林院に葬るを例せり。後通玄寺絶え、その一塔頭たる曇華院のみ残り三條東洞院に移りしが、徹々として振はざりしを、延寶年中後西院天皇々女大成尼宮御中興あらせらる。明治五年現地に遷れり。

寺格

近世御比丘尼御所の一たり、異稱を竹御所といふ。

寺領

長祿の頃北庄を領し、永祿の頃山城大住庄を領したる文献あり。然もこは所領の一部を傳ふるに過ぎざるべし。江戸時代に入りては幕府より六百八十四石餘を附せらる。所領の多き御比丘尼御所中第一位たり。

臨濟宗天龍寺派

林丘寺 京都府愛宕郡修學院村

創建

後水尾天皇々女朱宮アヲミヤ又緋宮光子内親王、天皇崩後に天龍寺三秀院定西

堂を戒師とし、剃髮して昭山元瑤と號せらる。延寶八年平素の宅を捨てて寺を建てたまふ。是れ即ち林丘寺なり。本尊聖觀音は初め江州大津の賈人の家に安置せるを、靈驗奇異なるに依り、本尊となしたまへり。左脇壇には妙法院堯恕法親王筆の後水尾院宸影に院の御製を贊せられたるを安じ、泉涌寺新善光寺孤雲西堂供養を修せりと。以上は雍州府志に説くところなるが、寺傳によれば、本寺は修學院離宮と相接してその東北に在り。徳川幕府、後水尾天皇の爲めに、修學院に御茶屋を建て、中の茶屋と稱す。天皇讓位の後、此中に佛堂を建立せんとの思召ありしが、光子内親王の深く禪宗に歸依し給ひ、遁世の御志あるを以て、上皇乃ち中の御茶屋を賜ひ、本堂佛殿を建て、禪刹となし、聖明山林丘寺の勅額を賜ふ。而して内親王は四十八歳の時大覺寺性眞法親王に就き剃髮して名を元瑤と改め、天龍寺天外禪師を師とし、茲に移住したまへりと云ふ。之によれば、創建已に後水尾帝崩御以前にあり。然るに今本朝皇胤紹運錄に依るに、光子内親王は延寶八年九月十九日落飾あり、御年四十七、同

年八月父帝の崩御に依てなり、戒師は天龍寺天外長老なり。天和二年、修學寺村に觀音堂を建立し、聖明山林丘寺と號すと、兩説の誤差を正して謬なしといふべし。

沿革

開基元瑤和運錄玄瑤に作る尼公享保十二年十月五日御年九十四歳にて薨去あらせらる。之を一乗寺村葉山に葬り、普明院宮と諡す。第二世元秀尼公は靈元天皇々女にして、既に寶永四年十二月二十七日入室得度あり、寺跡を繼承あらせらる。在職四十六年、寶曆二年六月七日薨去、御年五十七なり。之を一乗寺村に葬る、普光院宮寺傳に普明院宮となすは誤れりと號す。爾後皇女若しくは王女之を相承し給ふ、洛北の一名藍にして、嘗て靈元光格二上皇御臨幸あり。

明治維新の際寺規紊亂す。天龍寺滴水禪師之を憂ひ改めて男僧住院の處となし、自ら之を管し、同十七年宮内省に具申して境内二千二百九十八坪并に書院建物の一部を奉還し、特に金千五百圓を賜はり、大いに修營を施し、維持方法を確立し、更に尼寺に復せり。是より先明治十年 明

治天皇、昭憲皇太后、英照皇太后行幸啓あり、皇室との由緒特に深し。

寺格

江戸時代御比丘尼御所の一たり、異稱を音羽御所といふ。

寺領

三百石、江戸幕府の附する所なり。

臨濟宗相國寺派

大聖寺 京都市上京區御所八幡町

創建

光嚴帝妃従一品無相圓公大禪尼が永徳二年七月十九日大聖寺に於て晝七日の齋會を設けたること、既に普明國師妙葩の語録に見ゆれば、當時本寺の存在したること明かなり。寺傳には開基を西園寺家息女といへり、其名詳ならず。

沿革

後圓融天皇々女入寺せられてより代々尼宮の入寺せらるゝを例とし、後所謂御比丘尼御所となれり。文明十一年八月、元慶雲院の地を買得して移徙す、是れ現在の寺地なり。

寺格

御比丘尼御所の一にして、異稱を御寺御所といふ。寺家に慈雲院、攝取院の二寺、御抱寺に大歡喜寺、蓮華清淨院の二寺を有せり。大歡喜寺は京都京極今出川の北に在り、もと天龍寺に屬し、その住持は代々大聖寺住尼

の戒師たりしを、後位置顛倒して抱寺となれるなり。

寺領

南北朝時代に於ては近江日野を領したる文獻、室町時代に於ては備前國輕部庄下村に知行分を有したる文獻あり。江戸時代には幕府より四百五十二名を附せらる。御比丘尼御所中第三位なり。寺家二箇寺は各六石、抱寺なる大歡喜寺は四十一石餘、蓮華清淨院は七十五石を食めり。

臨濟宗相國寺派 寶鏡寺

京都市上京區寺ノ内堀河百々町

創建

足利義政の女の文龜年中に開ける所なりと傳ふ。

沿革

文龜四年には足利義澄の妹こゝに住し、その末寺大慈院には義政の女住せし事、宣胤卿記に見えたり。その後足利義晴の女理源尼もこゝに入り、代々將軍家の女子を以て繼承せしが如し。而して江戸時代の初め、後水尾天皇の皇女八重宮が正保元年入寺あらせられてより、後はその御妹柏宮(明暦二年入寺)後西院天皇の皇女檀宮(天和三年入寺)等相つぎて住持せられ、御宮室となれり。

末寺に繼孝院、養林庵、大慈院、惠聖院、瑞花院の五院あり、大慈院以下の三

院は淨土宗なり。就中大慈院は後光嚴天皇の皇后崇賢門院の開基と傳へられ、寶鏡寺とは特に密接の關係ありてその南御所と稱せらる。その淨土宗たるは古き事にして、翰林胡蘆集明應六年妙善院殿忌辰の條に「淨土一宗に稱首す」とあり、後世寶鏡寺の末寺たるも宗旨を變ずる事はなかりき。

寺格

江戸時代御比丘尼御所の一たり、異稱を百々御所といふ。

寺領

江戸幕府より三百八十七石餘を附せられたり。末寺繼孝院は六十九石餘、養林院は三十一石、大慈院は百九十五石餘、惠聖院は二十五石、瑞花院は四十石を領したり。

臨濟宗南禪寺派 靈鑑寺

京都市上京區鹿ヶ谷町

創建

後陽成院勾當内侍持明院孝子(持明院基孝の女、雍州府志に基久の女とするは誤ならん)妙法院宮堯然法親王を産みたてまつる。後陽成院崩御後、尼と爲り、鹿ヶ谷の地妙法院の領地たるによつて、此處に寺を建て、隱樓す、靈鑑院尼公と稱す。

沿革 後水尾天皇皇女谷宮、承應三年五月、御年十六歳にて御得度あらせられ、宗澄と名け、靈鑑院尼公の弟子として入室あらせらる。〔雍州府志に後西院姫宮となすは誤なり〕延寶六年二月薨去、御年四十歳、之を蘆山寺に葬り、淨法身院宮と諡す、後西院天皇皇女選宮之に繼ぎ、延寶七年八月六日得度あり、御年二十二歳、宗榮と名く、享保六年三月八日薨去、御歳六十四、蘆山寺に葬り、普賢院宮と諡す、爾後、皇女又は御猶子の入寺せらるゝ定例となれり。

寺格 御比丘尼御所の一にして異稱を谷御所といふ。

寺領 江戸幕府、附するに百二十石を以てす。

乙 舊御比丘尼御所御禪室

天台宗眞盛派 本光院 京都市上京區元誓願寺町七本松四入ル

創建 乾元元年後二條天皇、菊御紋付打敷及び築地御所の號を賜ふと傳ふれば、その創建古きを知るべし、天正年中織田信長再建す。

沿革 もと京極通二階町にありしが寛文中燒失し、寶永年中現地へ移れり。これ中興日心尼の時代にして、爾後攝家清華の息女入りて住持するの例となれり。

寺格 寶曆年中御比丘尼御所御禪室の一に列せられ異稱を藏人御所といへり。

寺領 江戸幕府より二十石を附せらる。

眞言律宗 法華寺 奈良市法華寺町

創建 光明皇后、父藤原不比等の舊宅を寺となし、十一面大悲像を安置し、國分尼寺となし法華滅罪寺と號す。

沿革 寛元三年西大寺興正菩薩之を重興し、文徳に沙彌尼戒を授け、建長元年慈善等に大比丘尼戒を授く、是より同寺は西大寺下に屬するに至れり。〔和州舊跡幽考四には堪空上人修理のこと見ゆ〕慶長六年豊臣秀頼、片桐且元を奉行として之を再興せり。

寺格 大和國分尼寺たりしことは既にいへり、後ち十尼を安置し以て定額寺

させられしが、近世に及びては御比丘尼御所御禪室として五攝家はじめ公卿の女子又は養女の尼となりて入寺住職するところとなれり、異稱を氷室御所といふ。

寺領

天平勝寶元年閏五月癸丑、聖武天皇、崇福、香山、藥師、建興三寺と共に綿二百疋、布四百端、綿一千屯、稻一十萬束、竝に墾田一百町を寄捨せられしこと續日本紀に見え、同年七月乙巳、墾田地を一千町と定められしこと、及び天平寶字五年六月、淳仁天皇、故藤原皇太后(安宿媛)の忌日に禮拜阿彌陀佛料として京の南田十町を永く施入せられしこと亦同書に見ゆ。近世に至り江戸幕府は附するに御領二百二十石を以てせり。

淨土宗 三時知恩寺 京都市上京區新町上立賣下ル

創建

後光嚴天皇々女見子(入江内親王)嘗て泉涌寺俊苒上人が宋朝より將來したる善導大師自作の尊像を、土御門、順德、後堀河三帝へ御戒師の折獻じたるが、宮中にて夜々光明を放ち靈驗著しかりしを、深く御信心ましまし、之を乞ひ受けて伏見の里入江といふところに假の庵を結び給ひ

沿革

朝夕御看經遊ばされしを此の寺の起原とす。

見子内親王に繼いで足利義滿女學窓性山大禪師入寺し、應永二十二年二月朔日歿するや、又室町殿姫君(その名詳ならず)入室したるも、大志よ院(大聖寺のこゝか)に轉住し、應永三十一年四月、稱光天皇第一皇女三時知恩院了山大菩薩戒尼御年九歳にして御入室あり、小川御所の東、崇光院の古御所を御室となし給ひ、入江之御所と唱へらる、この稱延いて明治に及びり、了山尼公、永正六年六月十一日、御年九十四歳にて薨じたまふ。是より先、後土御門天皇々女松山椿性大菩薩戒尼、文明十二年御年二十一歳にて御入室ありしが、永祿元年八月三十日薨去あり、御年九十九歳なりき。足利義尙の女の入室せるは之に繼ぎしなるべし。足利系圖に依る、斯く皇女王女若しくは公武縉紳の女の入寺を例としたるが、江戸時代に入るや、攝家の女の入室寺と定まり、以て維新に及びり。宗旨は、はじめ禪宗なりしが、了山尼公より四宗兼學となり、尋で淨土宗、鎮西派、清淨華院末となり、貞享の項には既に知恩院末に轉じ、以て現在に及びり。

寺格 江戸時代御比丘尼御所の一なりき。異稱を入江御所といふ。
寺領 江戸時代寺領百四十九石を食めり。

臨濟宗相國寺派 慈受院 京都市上京區寺ノ内堀川百々町

創建 竹庭悟公尼公即ち足利義持夫人從一位日野豐子(山城名勝志榮子に作る)の創むるところなり。

豐子は正長元年正月十八日、義持薨するや、翌二月、相國寺佛惠正續國師の弟子となりて落飾し、通玄寺開山智泉尼の法嗣となれり。

沿革

代々攝關家の女又は猶子の入寺する所なるが天和の頃、後西院天皇々女瑞光尼公の入寺せられしこと、及び嘉永の頃御宮室曇華院宮の御兼帶あらせられしことあり。

寺格 江戸時代御比丘尼御所の一たり。異稱を烏丸御所といふ。

寺領 江戸幕府より九十八石、外に現米五十石を附せられたりき。

○江戸時代御比丘尼御所の一にして今は慈愛院に合併せられたる總持院に就きては、こゝに附記するの至當なるを思ひ、左にその由緒を掲ぐ。

總持院 (元京都市上京區寺之内通にあり)

創建 應永三十四年足利義持夫人從一位日野豐子即ち竹庭悟公尼公の開創するところなり。尼公は慈受院をも草創せられしこと既に述べたるが如し。

沿革

爾來足利氏の女入りて住持したるが、天正十一年四月、二品中務卿伏見宮貞敦親王の女周恭喝食入寺あらせられ、翌十二年五月二十七日早世せらる。是れ第五世なり。之に繼嗣せるは關白近衛前久公の女なり。然るに六年の後歸館し、入内して後陽成天皇の女御となる。中和門院是れなり。其の後代々近衛、花山院兩家より交々入室せり。第十三世を前右大臣花山院常雅公の女にして、關白近衛内前公の猶子たる天心瑞浩尼とす。

尼公は寶曆十一年四月二十五日入室し、翌日得度せられ、文化十年四月九日寂せり。是れより先、天明八年の京都大火に類焼す。徳川家、爲に御修復料として白銀八百枚を寄せ之が復舊を計らし

めしが天心瑞浩尼の寂するに及び遂に無住となりぬ。
明治に至り同六年四月三十日、明道を住せしめしも後ち慈受院
に併せられたり。

寺格 寶曆年中御比丘尼御所御禪室の一に加へらる。異稱を薄雲御所
といふ。

寺領 江戸幕府より附する所の寺領七十四石餘なりき。

臨濟宗相國寺派 寶慈院 京都市上京區木ノ下町

創建 佛光國師祖元の弟子無外法尼の開基せる景愛尼寺の一塔頭たり。景愛

は祖元の名づくる所、尼寺五山の最たりしが、早く亡びて寶慈院のみ残
れるなり。

無外は如大と號し、後無著と呼べり。城陸奥守の女にして幼名千代野。蚤
くより掖廷に仕へ、後ち金澤越後守顯時に嫁し一女を生む、女長じて足
利讃岐守貞氏尊氏父の夫人となれり。さればこの寺を建立するに當り、
上杉民部大輔、二階堂山城守の諸檀越淨財を巨施せり。

沿革 應仁大亂の兵火に燹りて亡びたるが、後寶慈院のみを復興し、本尊并に

祖影(祖元、無著尼兩像)を遷せり。後、日野大納言家息女の入室寺となれり。

寺格 寶曆年中御比丘尼御所御禪室の一に加へらる。異稱を千代御所、俗稱を

千代野寺といふは開基の幼名に採れるなり。

寺領 江戸幕府より、六十一石餘を附せらる。

日蓮宗 瑞龍寺 京都市上京區聖門前町

創建 文祿四年前關白豊臣秀次自盡す。後、從士私にその首級をその母公三好

一路後室に致せり、母公悲嘆遣る方なく之を嵯峨に葬り、その後世菩提
を吊はんがため尼となる。妙惠日秀尼是れなり。翌五年、地を茲に相し、一
寺を草創す、號けて瑞龍寺といふ、即ち斯の寺なり。寺傳によれば、寺地、寺

號共に後陽成天皇の賜ふところなりといふ。

沿革 寛永三年八月、將軍徳川家光上洛に際し二條城内の一棟を寄進し、客殿

となし増築するところありしが、天明の火災に罹り烏有に歸せり。現今
の堂宇はみなその後の再建にかゝる。中頃二條家の女入りて住持せし

より宮家、五攝家の女入室するの例となれり。

寺格 二條家の女の入室してより以降御比丘尼御所となれり、異稱を村雲御所と呼ぶ。

寺領 後陽成天皇千石を賜はりしと傳ふるも、江戸幕府より附せられしは五百石なりき。御比丘尼御所中第二位を占む。

丙 舊御比丘尼御所にあらざるもの

真言宗泉涌寺派 泉涌寺 京都市下京區今熊野町

創建 藤原緒嗣(左大臣、承和十年七月薨)神修上人の爲めに草創する所と傳ふ。

或は云ふ、齋衡三年の建立と、然らば諸嗣の建立にあらず。

沿革 はじめ法輪寺といひ、後天台を行じ仙遊寺といふ。建保六年大和守中原信房、俊房を延いて中興す。清水涌出せるに依り、泉涌寺と改む。禪律、真言、淨土四宗兼學となる。

仁治三年正月、四條天皇崩御、寺後に奉葬し、山陵を築く、これより朝廷の

菩提所となり、寺領多く附せられ、寺運漸く旺盛となれり。

四條天皇より十三代を経、後光嚴天皇(北朝)應安七年正月崩御、後圓融天皇(北朝)明德四年四月崩御、後小松天皇(永享五年十月崩御)稱光天皇(正長元年七月崩御)後土御門天皇(明應九年九月崩御)後奈良天皇(弘治三年九月崩御)正親町天皇(文祿二年正月崩御)相尋で當寺に奉葬し、後陽成天皇(元和三年八月崩御)より後は世々后妃、皇子、皇女に至るまで當寺に奉葬の例となり、以て孝明天皇(慶應二年十二月崩御)に及べり。この御由緒により、明治二十四年三月、任職在京の節は新年朝拜をはじめ參賀參拜を許さるゝに至れり。

寺格 室町時代の記録(薩戒記)に公家御寺と記するあり、また勅願所たるの文獻(泉涌寺文書)あり。徳川時代には、關東觸頭の管轄外に立ち、北京律の本寺たりき。

寺領 泉涌寺文書一、永仁六年十一月前關白家政所下文に、山城國紀伊郡若手里參拾參坪田壹町が寺領なること見ゆれど、勿論之のみには止らざり

しなるべし、同文書、天正拾三年十一月二十一日當寺領目録には、四百九拾四石と見え、同書天正十三年十二月吉辰泉涌寺諸塔頭并門徒衆檢地目録には、總部合四百九十四石六斗六升八合と見ゆ。徳川時代に至り、元和元年七月二十七日徳川家康より與へられたる判物には、都合六百一石一斗五升(内參百十七石壹斗五升當寺廻、二百四十四石横大路村、四十石丹波國森村)とあり。國花萬葉記に寺領六百八十一石とあるは、恐らくはその實數ならん歟。

臨濟宗南禪寺派 禪智院 滋賀縣高島郡高島村拜戸

創建 征夷大將軍宗尊親王の女禪智院鐘山道榮尼公の弘安三年開基したまふところなり。

沿革 大永、天正兩度燒失の災に遭ひしが、永祿十年伏見宮貞敦親王々女龍溪聖王禪尼入寺中興あらせらる。尋で伏見宮邦房親王々女圓珠聖榮尼、同貞清親王々女雲嶺聖慶尼、同豊安聖隆尼相繼ぎて住職したまふ。第五代

内大臣久我廣道の女光運聖貞禪尼、第六代前左大臣轉法輪三條實治の

女仰堂聖高禪尼を経て、また伏見宮邦永親王々女祥山宗真尼公繼承したまふ。次に閑院宮典仁親王々女歡山宗恭尼公入寺あり、最後に伏見宮貞敦親王々女宗諄尼公文政六年入寺あり、明治二十四年一月薨じたまふ。斯くの如く王女又は攝家清華の女住待せらるゝを以て俗高島尼御所と呼べり。

寺格 延享二年に成れる光臺一覽に尼御所之寄人として擧げたる十一箇寺

の内に惣持院寶慈院、本光院と共にあり。惣持院以下三寺が後、御比丘尼御所となりしにもかゝはらず、本寺は遂にその列に班せざりき。然も明治九年に至り他の門跡御由緒寺院と同じく、寺門永續のため年金下賜の恩命に浴し、尋で同二十二年以降住職在京の際は參賀參拜することを許されたり。

寺領 江戸幕府より百十三石を附せらる。(近江輿地誌略には百二十石、寺傳には百二十九石といふ、今姑く光臺一覽に従へり。)

丁 舊御比丘尼御所にして御由緒寺院
たらざるもの

臨濟宗妙心寺派 圓照寺 奈良縣添上郡帶解村

創建

後水尾天皇々女梅宮文智女王寛永八年權大納言鷹司教平に嫁し、同十一年御離別あり、同十八年出家、佛頂國師を師とし、法名を大通と號けたまふ。初め京都東山修學院村圓照寺を創し、後同國八島村に擁護庵圓通殿を創したまひしが未だ終焉の地と爲すに足らざりき。然るに現地が往古山階寺別院太樂院の故趾にして絶勝の地なるを以て、寛文八年東福門院關東に命じて圓通殿を八島村より移し、普門山圓照寺と號す。即ち本寺の成るは後水尾天皇、東福門院の本願に基けり。大通尼公自ら永源寂室禪師像、佛頂國師像、後水尾院聖像を塑り、之を東福門院、妙莊嚴院、昭子内親王、徳川家綱等の位牌と共に安置し、追薦を怠らせ給はざりき。

沿革

元祿十年正月、大通尼公薨ず、御年七十九、深如海院宮と號す、山村に葬る。大通尼公、生前定むるところに遵ひ、元祿十五年正月、靈元天皇々女藤宮入室あらせられしが、得度に及ばずして同年十月早世せらる。菩提心院大歡文喜と號す。尋で寶永十八年五月、靈元天皇々女乙宮御入室あり、翌七年五月得度あらせられ、大寂文應と稱せらる。享保十年九月、大聖寺に轉じたまひしも、寶曆四年五月、五十三歳にて薨去あらせらる。や之を當寺に葬り、清淨心院宮と號す。爾後、皇女若しくは王女代々繼承せらる。開基以來御比丘尼御所たり、異稱を山村御所といふ。はじめ文智尼公の同胞昭子内親王、寺領として百石を寄せたまひしが、寛文八年八月幕府は添上郡山村に於て新に二百石を寄せたれば合して三百石を領したりき。

寺格
寺領

終